

茨城県低所得の子育て世帯に対する 生活応援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、県独自の給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■以下のいずれかに該当する方が対象となります。

○ ひとり親世帯の方

- ① 令和4年9月分の児童扶養手当を受給している方 **【申請不要】**
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年9月分の児童扶養手当を受給していない方 **【要申請】**
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準である方 **【要申請】**

○ ひとり親世帯以外の子育て世帯の方

- ① 令和4年9月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給しており、住民税均等割非課税である方 **【申請不要】**
- ② 高校生のみを養育し、住民税均等割非課税である方 **【要申請】**
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同じ水準である方 **【要申請】**

2. 支給額

児童1人当たり一律**5万円**

■②、③に該当する方は申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

□申請手続き・支給時期等に関するお問い合わせ

大洗町役場住民課医療福祉係

「茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金担当窓口」

電話:029-267-5111(内線163) (受付時間:平日8:30~17:15)

□その他のお問い合わせ

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 (TEL : 029-301-2183)